資料５

令和８年９月３日

「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における乳児等通園支援事業の『量の見込み』及び『確保方策』代用計画」の意見聴取について

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和７年度からの実施に伴い、第三期佐世保市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第三期計画」という。）に位置付けています（別紙１参照）。このたび、国から市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に係る基本指針（以下、「基本指針」という。）の改正が示され、当該計画の変更が必要となりました。しかしながら、次期計画変更まで期間を要することから、それまでの代替措置として代用計画を策定するため、意見聴取を行うものです。

１　市町村子ども・子育て支援事業計画の変更について

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定により、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期」などについて定めるもので、本市では、令和７年度から令和 11 年度までの５か年を計画期間とする第三期計画を定めています。（「佐世保市子どもまんなか計画」に内包）

○一方、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和７年度から実施可能となり、本市も先行的に事業を開始しました。その後、令和８年度からは子ども・子育て支援法に基づく給付制度として全国すべての自治体で実施が義務化されています。（別紙２参照）

○乳児等通園支援事業の義務化に伴い、国は基本指針及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」を改正し、市町村子ども・子育て支援事業計画に新たな記載事項を追加しました。

○なお、本市における令和７年度の乳児等通園支援事業については、第三期計画における地域子ども・子育て支援事業として既に計画に位置付けられており、令和７年度分については、現行の第三期計画に含まれています。

○令和８年度については、国の制度改正を踏まえ、第三期計画に新たに追加された記載事項等を反映するため、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画」の変更が必要となりました。このため、国から示された取扱いに基づき、当面の対応として「代用計画」を作成し、提出することとされました。

○この「代用計画」について、令和７年度末までに提出するよう長崎県から通知があったのが令和８年２月であり、提出期限までの期間が限られていたことから、子ども・子育て会議への意見聴取を行う前に、長崎県を通じて国へ提出しましたが、今回、改めて意見聴取を行わせていただくものです。

○なお、「代用計画」は、年度ごとに作成・提出する必要があるものではなく、令和８年度の制度開始に伴う暫定的な対応として提出したものです。今後は、令和９年度に予定している第三期計画の中間見直しに合わせて、乳児等通園支援事業に係る内容を正式に計画へ反映するため、第三期計画の変更を行う予定です。

２　計画変更が必要となる事項

基本指針の改正により、市町村子ども・子育て支援事業計画には、次の事項を記載することが必須とされました。

> ①乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること。
> ②市町村子ども・子育て支援事業計画と同様に、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置付けること。

本市の第三期計画において、令和７年度の量の見込み等は記載していたものの、令和８年度以降は給付制度移行の影響を考慮する必要があることから未記載としていました。また、教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項も未記載であったことから、計画変更が必要となりました。

３　代用計画を策定する理由

○２のとおり、基本的な指針の改正に伴う市町村子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項を第三期計画に記載する必要がありますが、令和７年９月 16 日付の国（こども家庭庁）事務連絡において、市町村子ども・子育て支援事業計画の変更が直ちに困難な場合は計画変更の代替措置として代用計画の策定が可能であるとの考え方が示されました。

○本市においては、現在、令和７年度を始期とする第三期計画の第２年度であること、令和９年度に中間見直しによる計画変更を行うことが見込まれることを踏まえて代用計画を策定することとしました。

４　第三期市町村子ども・子育て支援事業計画　代用計画について

策定した代用計画は「別紙３」のとおりです。

代用計画は、以下の２つの要素によって構成されています。

（１）　令和７年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制

（２）　乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について

５　「令和７年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制」について

国の「量の見込み」の算出等の手引きに基づき、令和７年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制を算出しました。

①就学前児童数

「令和８年度保育提供体制の確保のための実施計画」の各年４月１日時点の数値を用いています。

②対象児童数

「令和８年度保育提供体制の確保のための実施計画」の各年４月１日時点の就学前児童数から申込者数を差し引いた数値を計上しました。

なお、０歳児については、０歳６か月以降の利用となるため、２で除しています。

③利用者数（ニーズ）

令和７年度及び令和８年度の利用者数は、国から示された算出式に基づいて、対象年齢の未就園児数に一人当たりの月の利用時間を乗じ、それを職員１人当たりの月の受入れ可能時間で除した人数から、一時預かり事業の利用実績を考慮して、量の見込みを算出しました。

令和９年度以降は、各年齢ごとの必要受入時間数の前年からの増減率を、前年４月１日時点の利用者数に乗じて算出しました。

④必要受入時間数

国から示された算出式「対象児童数×月一定時間（10 時間）」により算出しました。

⑤必要定員数（整備量）

国から示された算出式「必要受入れ時間数÷定員一人１月当たりの受入れ可能時間数（月 176 時間※）」により算出しました。

※月 176 時間は、１日当たりの受入れ可能時間８時間×１月当たりの受入れ可能日数 22 日

６　「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について」

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は０歳６か月から満３歳までを対象とした制度であるため、利用する子どもが満３歳到達以降に教育・保育施設等の利用を希望した場合に、スムーズに移行することができるよう施設間の連携・接続の推進や、利用者へ情報を周知することを記載しています。

⑱　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）　《新規》

【事業内容】

保育所等において、保育所等に入所していない乳児又は満３歳未満の幼児に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児または幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談並びに子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【今後の方向性】

在宅児童の支援において、地域ごとの保育ニーズや実施施設数のバランスを考慮して、こども誰でも通園制度を実施する必要があります。

【量の見込みの算出方法】

こども家庭庁から示された算出式に基づいて、対象年齢の未就園児数に1人当たりの月の利用限度時間を乗じ、それを職員1人当たりの月の受け入れ可能時間で除した人数から、一時預かり事業の利用実績を考慮して、量の見込みを算出しました。

【確保方策の方向性】

保育所等の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施意向を確認しながら、実施施設や実施時期、受入れ人数等を検討していきます。

【量の見込みと確保方策】

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳児	量の見込み （利用実人数）	34人	令和8年度以降は「地域子ども・子育て支援事業」から「乳児等のための支援給付」に移行し、一時預かり事業の利用実績を考慮しながら実施する。			
	確保方策 （利用実人数）	34人				
1歳児	量の見込み （利用実人数）	13人				
	確保方策 （利用実人数）	13人				
2歳児	量の見込み （利用実人数）	13人				
	確保方策 （利用実人数）	13人				

こども誰でも通園制度

別紙２

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

制度の概要

令和6年6月に成立した児童福祉法及び子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により、**月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる**新たな通園給付として、乳児等通園支援事業を創設。
【R7.4.1 制度化⇒地域の実情に応じて実施、**R8.4.1 給付化⇒全ての自治体での実施が必須**（全施設ではない）】

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就労要件あり	保育所、認定こども園 ※小学校就学まで						小学校 ※満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから
就労要件なし	**乳児等通園支援事業** ・就労要件を問わない ・ひと月で最長10時間まで利用可能 ・時間単位の柔軟な利用 **※0歳6ヶ月から満3歳未満**			幼稚園、認定こども園 ※満3歳から小学校就学まで			

制度の目的

○ 乳児等通園支援事業は、国の「こども未来戦略」に基づき、全てのこどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に創設された。

児童にとって家庭とは異なる経験（集団生活等）を通じて、家族以外の人とかかわる機会をつくる。
孤立感や不安感を抱える保護者の負担感を軽減する。
保育者から児童の良いところや成長等を伝えられることで、児童と保護者の関係性をより深める。

○ ０歳６か月～満３歳未満の児童に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、児童及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業である。

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画　代用計画

別紙３

令和７年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制

担当者連絡先			
都道府県	長崎県	担当者名	
市区町村	佐世保市	電話番号	
所属（課・室）	保育幼稚園課	メールアドレス	

	年齢	令和7年4月1日		令和8年4月1日		令和9年4月1日		令和10年4月1日		令和11年4月1日	
		見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備
就学前児童数	0　歳　児	1,388.		1,423.		1,388.		1,357.		1,326.	
	1　歳　児	1,422.		1,432.		1,399.		1,366.		1,333.	
	2　歳　児	1,514.		1,525.		1,490.		1,454.		1,420.	
	合　　計	4,324.		4,380.		4,277.		4,177.		4,079.	
対象児童数	0　歳　児	582.		614.		604.		590.		576.	
	1　歳　児	369.		303.		398.		366.		336.	
	2　歳　児	393.		322.		424.		390.		359.	
	合　　計	1,344.		1,239.		1,426.		1,346.		1,271.	
（利用者数÷対象児童数）利用率	0　歳　児	5.8%		6.5%		6.5%		6.4%		6.4%	
	1　歳　児	3.5%		6.3%		6.3%		6.3%		6.3%	
	2　歳　児	3.3%		1.2%		1.2%		1.3%		1.1%	
	合　　計	4.5%		5.1%		4.8%		4.9%		4.9%	
（利用者ニーズ）利用者数	0　歳　児	34.		40.		39.		38.		37.	
	1　歳　児	13.		19.		25.		23.		21.	
	2　歳　児	13.		4.		5.		5.		4.	
	合　　計	60.		63.		69.		66.		62.	
必要受入時間数	0　歳　児	5,820.		6,140.		6,040.		5,900.		5,760.	
	1　歳　児	3,690.		3,030.		3,980.		3,660.		3,360.	
	2　歳　児	3,930.		3,220.		4,240.		3,900.		3,590.	
	合　　計	13,440.		12,390.		14,260.		13,460.		12,710.	
（必要整備定員数）	0　歳　児	33.	33.	35.	4.	34.	3.	34.	3.	33.	3.
	1　歳　児	21.	21.	17.	4.	23.	3.	21.	3.	19.	3.
	2　歳　児	22.	22.	18.	6.	24.	4.	22.	4.	20.	4.
	合　　計	76.	76.	70.	14.	81.	10.	77.	10.	72.	10.

「令和８年度保育提供体制の確保のための実施計画」
各年４月１日時点

※対象児童数の０歳児は６か月からが対象のため１/２

年齢ごとの受入可能時間数から一時預かり事業の利用実績を考慮

必要受入時間数の前年からの増減率を、前年の利用者数に乗じて算出

【国算出式】
対象児童数×10時間

【国算出式】
必要受入時間数÷受入れ可能時間数（月176時間）
※176時間は一日の受入れ可能時間数８時間×一月の受入れ可能日数22日

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画　代用計画

市町村（特別区）名

佐世保市

（乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について）

記載事項

○ 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。

○ 幼稚園等における満３歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。